

ワンタイムパスワードサービス利用規定

第1条 ワンタイムパスワードサービスについて

ワンタイムパスワードサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、けんみん信組インターネット・モバイルバンキングサービス（以下「個人向けインターネットバンキングサービス」といいます。）および法人・個人事業主向けインターネットバンキングサービス（以下「法人向けインターネットバンキングサービス」といいます。）の利用に際し、ログインパスワードに加えて当組合所定の方法により生成・表示された都度変化するパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を、けんみん信組インターネットモバイルバンキングサービス利用規定第2条2項(3)およびけんみん信組法人・個人事業主向けインターネットバンキングサービスご利用規定第1章第3条1項の本人確認手続きに加えて用いることにより、お客様本人の認証を行なうサービスをいいます。

第2条 利用資格

ワンタイムパスワードの利用者は、次条による利用開始の依頼を行ったお客様で、当組合が承諾したお客様に限るものとします。

第3条 利用申込及び利用開始

1. ワンタイムパスワード生成・表示装置

本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。トークンには「ハードウェアトークン」と「ソフトウェアトークン」の2つの方式があります。ただし、個人向けインターネットバンキングサービスはソフトウェアトークンの利用、法人向けインターネットバンキングサービスはハードウェアトークンの利用とし、併用はできないものとします。

(1) ハードウェアトークン

当組合が法人向けインターネットバンキングサービス利用者に向け交付する機器を利用する方式をいい、お客様は所定の方式によりトークンにワンタイムパスワードを表示させ使用します。

なお、法人向けインターネットバンキングの利用者はハードウェアトークンによるワンタイムパスワードの利用を必須とします。

(2) ソフトウェアトークン

当組合が指定する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式をいい、お客様はアプリをスマートフォン等の当組合所定の端末（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. 利用申込及び利用開始

(1) ハードウェアトークン

法人向けインターネットバンキングサービスご利用のお客様が当組合に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、まず、当組合所定の方法により当組合宛にお申込みください。お客様からのお申込後、当組合からお申込時にお届けのお客様住所にトークンを送付いたします。トークン到着後、お客様が当組合の法人向けインターネットバンキングサービスへログインし、ワンタイムパスワード利用開始登録画面にトークン裏面に記載の「シリアル番号」および表示される「ワンタイムパスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当組合は、登録画面において入力された「シリアル番号」、「ワンタイムパスワード」が当組合の保有するものと各々一致した場合には、当組合はお客様からの利用開始の依頼とみなします。

(2) ソフトウェアトークン

個人向けインターネットバンキングサービスご利用のお客様は、端末より個人向けインターネットバンキングサービスにログイン後、ワンタイムパスワードトークン発行画面で「メールアドレス」、「利用開始パスワード」を入力したうえで、「トークン発行依頼」を行っていただきます。その際に、入力したメールアドレスにトークンダウンロードURLが表示されるので、当組合所定の端末で「トークンアプリ」をダウンロードして、初期設定を行っていただきます。トークンアプリ初期設定画面に個人向けインターネットバンキング画面に記載の「サービスID」、「ユーザID」およびワンタイムパスワードトークン発行画面にて入力した「利用開始パスワード」を入力します。トークンアプリ初期設定後、トークンアプリ上に表示される「ワンタイムパスワード」を個人向けインターネットバンキングサービスのワンタイムパスワード認証確認画面に入力して、本サービスの利用開始を依頼します。入力された「ワンタイムパスワード」が当組合の保有するものと各々一致した場合には、当組合はお客様からの利用開始の依頼とみなします。

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当組合との間の契約（以下「本契約」といいます。）は、前項の定めによる当組合所定のお客様の手続きに基づき、当組合が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。

第4条 本サービスの利用

1. 本サービスの利用開始後は、インターネットバンキングの利用に際し、当組合は当組合所定の取引についてログインIDおよびログインパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。その場合には、お客様はログインIDおよびログインパスワードおよびワンタイムパスワードを当組合所定の方法により正確に伝達するものとします。当組合が確認し、認識したログインID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードが、契約時に発行するログインID、お客様が登録されているログインパスワードおよび当組合が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当組合はお客様からの取引の依頼とみなします。
2. 前記1.にかかわらず、ログインID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて資金移動用パスワードが必要となるサービスについては、当組合は前記1.の認証のほか、当組合が認識した資金移動用パスワードが各々一致した場合には、当組合はお客様からの取引の依頼とみなします。

第5条 トークンの有効期限

1. ハードウェアトークンの利用期限は、トークン裏面に記載の有効期限もしくはトークンの電池切れによりワンタイムパスワードが表示されなくなるまでのいずれか早い日とします。
2. 新しいハードウェアトークンが交付された場合には、お客様は既存のハードウェアトークンでワンタイムパスワード認証を行った後、新しいハードウェアトークンで第3条の利用開始登録を行うものとします。
3. ソフトウェアトークンは当組合所定の期間（以下、「有効期限」といいます。）に限り有効です。お客様は、有効期限が満了する前に当組合が定める方法によりトークンの更新を行ってください。有効期限内にトークンの更新が完了されなかった場合は、当組合はお客様に対するワンタイムパスワードの利用を停止します。お客様がワンタイムパスワードの利用の再開を依頼する場合には、当組合所定の方法により届出るものとします。ただし、技術的な理由、その他の理由により再開できない場合があります。
4. 前項に関わらず、ソフトウェアトークンのアプリをインストールした端末につき、譲渡、廃棄等の事由によりお客様が使用しなくなった場合、ソフトウェアトークンは使用できなくなるものとします。この場合、お客様は責任をもって端末からアプリを完全に消去するものとし、あらためてソフトウェアトークンが必要となったときには、新たに第3条の利用開始登録を行うものとします。

第6条 トークンの紛失及び盗難

1. お客様は、トークンを失ったとき、トークンが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき（ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難、紛失等を含むものとします。）、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当組合所定の方法によって当組合に届出るものとします。この届出を受けたときには、当組合は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。
2. 前記1. の場合、お客様は、再発行の依頼を当組合所定の方法により行うことができます。当組合がトークンの再発行の依頼を受け付けた場合には、所定の手続きを行います。
3. 前記2. によりトークンの再発行を行った場合には、お客様は第3条の利用開始登録を行うものとします。

第7条 免責事項等

1. ハードウェアトークンを第3条により発行または第6条により再発行のうえお客様に送付する際に、送付上事故等当組合の責めによらない事由により、第三者（当組合職員を除きます。）が当該ハードウェアトークンを入手したとしても、そのために生じた損害については、当組合は一切責任を負いません。
2. ワンタイムパスワードおよびトークンは、お客様自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンの管理について、お客様の責に帰すべき事由がなかったことが当組合が確認できた場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当組合は一切の責任を負いません。
3. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当組合に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびトークンの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンのにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他事故があっても、当組合に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当組合は一切の責任を負いません。
4. 当組合が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当組合所定の回数以上連続して伝達された場合は、当組合はお客様に対する本サービスの利用を停止しますお客様が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当組合所定の書面により当組合宛に届出るものとします。
5. お客様の届出住所が不正確であるため、または、お客様の届出住所の変更の届出を怠ったために、送付したハードウェアトークンが当組合に返戻された場合、本サービスは使用できなくなります。また、ハードウェアトークンが留置期間経過等の理由で当組合に返戻された場合は、お客様は当組合に再度、送付を依頼するものとします。
6. ハードウェアトークンの故障、電池切れ、またはソフトウェアトークンの不具合等の事由でお取引の取扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当組合は一切の責任を負いません。

第8条 本サービスの解約等

1. 本サービスに係る契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約できるものとします。この場合、解約の効力は、本サービスに係る契約に関してのみ、生じるものとします。なお、お客様からの解約の通知は当組合所定の方法によるものとします。
2. お客様が当組合との取引約定に違反した場合等、当組合が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当組合は本サービスの利用を停止することができるものとします。
3. 前記1. から2. の解約、利用停止時点で当組合が既に取引の依頼を受け付けている場合、当組合は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。

第9条 譲渡・質入等の禁止等

お客様は、ハードウェアトークンにつき他人に譲渡・質入れ・その他第三者の権利を設定してはならず、またハードウェアトークンを他人に貸与、占有または使用させることはできません。お客様はソフトウェアトークンのアプリを当初インストールした端末でのみ使用するものとし、他人に譲渡・再使用許諾、その他の権利を設定してはならず、また使用させることはできません。ソフトウェアトークンのアプリは、アプリの製作者および販売元が定める使用条件を厳守のうえ使用するものとします。

第10条 規定の変更等

当組合は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく任意に変更することができるものとし、変更日以降は変更後の内容に従いお取扱いいただきます。なお、当組合の任意の変更によって損害が生じたとしても、当組合は責任を負いません。

令和3年5月17日 一部改正